

事務連絡
令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「株式会社が保有する自家用車の活用」及び
「観光地において宿泊施設が保有する自家用車の活用」について

地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応するため、デジタル行財政改革会議等により各種施策が取りまとめられ、また、自家用有償旅客運送制度の実施しやすさの向上のための改革措置が取りまとめられた。このうち、輸送資源が足りないことが多い、交通空白地有償運送の実施地域において、実施主体からの受託により株式会社が参画することは、サービスを充実させる観点から効果的である。

- ① 実施主体からの受託により株式会社が参画するケースとしては、例えば、配送行為を行う株式会社が配送ルートの途中で旅客を運送するなど、自治体等に協力して実施する場合
 - ② 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用するケースとしては、複数の宿泊施設で使用していない時間帯の車両を持ち寄り、実施主体である自治体や観光協会などにドライバーも含め提供し、ホテル間や観光スポットへの宿泊者及び観光客の運送や、病院、スーパー等への地域住民等を運送する場合
- などにより、移動の足の不足に対するニーズに自家用車の活用が期待できる。

なお、具体的な手続き方法については、下記のとおり取り扱うこととしているため、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 自家用有償旅客運送者（申請者）に対しての宿泊施設など株式会社からの持ち込み自動車の取り扱いについては、「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日国自旅第316号）に基づき処理することとする。
2. そのため、当該持ち込み自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者の間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、交通空白地有償運送を実施する間、使用権限及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

3. なお、自家用有償旅客運送者に協力した株式会社に対する委託費については、道路運送法第79条の8の規定に関わらず、株式会社の利潤も含めた支払いが可能である旨を申し添える。